**地区計画の区域内における行為の届出書**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　　年　　　月　　　日

内灘町長

　　　　　　　　　　　　　　　　　届出者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　都市計画法第５８条の２第１項の規定に基づき、

1. 土地の区画形質の変更
2. 建築物の建築または工作物の建設
3. 建築物等の用途の変更　　　　　　　　について、下記により届け出ます。
4. 建築物等の形態または意匠の変更
5. 木竹の伐採

記

１．行為の場所

　２．行為の着手予定日　　　　　令和　　　年　　　月　　　日

　３．行為の完了予定日　　　　　令和　　　年　　　月　　　日

　４．設計または施行方法

|  |  |
| --- | --- |
| (1) 土地の区画形質の変更 | 　区域の面積　　　　　　　　　　　　　　　㎡ |
| (2) |  イ．行為の種別（建築物の建築・工作物の建設）　（新築・改築・増築・移転） |
| 工作物の建設建築物の建築または |  ロ． |  | 届出部分 | 届出以外部分 | 合　　　計 |
| 設計の概要 | (ⅰ)敷地面積 |  |  | ㎡ |
| (ⅱ)建築または建設面積　 | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| (ⅲ)延べ面積 | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| (ⅳ)高さ　　地盤面から 　　　　　ｍ | (ⅴ)用　途　　　　　　　　　　　　 |
| (ⅵ)かきまたはさくの構造　　　　　 |
| (3) 建築物等の　　用途の変更 | イ．変更部分の延べ面積 |  |
| ロ．変更前の用途 |  |
| ハ．変更後の用途 |  |
| (4) 建築物等の形態または意匠の変更 | 変更の内容 |
| (5) 木材の伐採　 | 伐採面積　　　　　　　　　 　㎡ |

［備考］

1. 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称および代表者の氏名を記載すること。
2. 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
3. 同一の土地の区域について、２つ以上の種類の行為を行おうとするときは、１つの届出書によること

　　ができる。

1. 西荒屋地区において、届出の行為の場所の地目が農地である場合、開発行為許可申請及び農地転用許

　　可申請が必要であり、それらの申請は必ずしも許可されるものではないことを留意のうえ、届出を行

　　うこと。